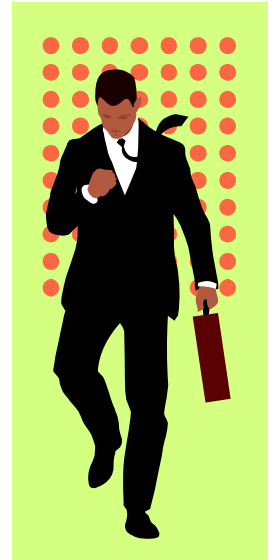


不正競争防止法

The purpose of this Act is to provide for matters such as measures for the prevention of unfair competition and compensation for damages caused by unfair competition, in order to ensure fair competition among business operators and accurate implementation of international agreements related thereto, and thereby contribute to the sound development of the national economy.



平成18年度
経済産業省
知的財産政策室

知的財産権制度説明会（実務者向け）資料

I. 不正競争防止法の概要

1. 不正競争防止法の目的	2
2. 不正競争防止法の沿革	3
3. 我が国法体系上の位置づけ	5
4. 我が国知財法の体系的整理	6
5. 不正競争防止法の体系(全体像)	7
6. 不正競争行為類型の概要	8
7. 民事上の措置の概要	22
8. 消滅時効、適用除外等	25
9. 条約上の禁止行為の概要	26
10. 刑事上の措置の概要	30
11. 不正競争防止法の改正の概要(平成18年)	34
II. 不正競争防止法条文(最終改正平成18年、施行日平成19年1月1日)	45

不正競争防止法に関するご質問はこちらまで。

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

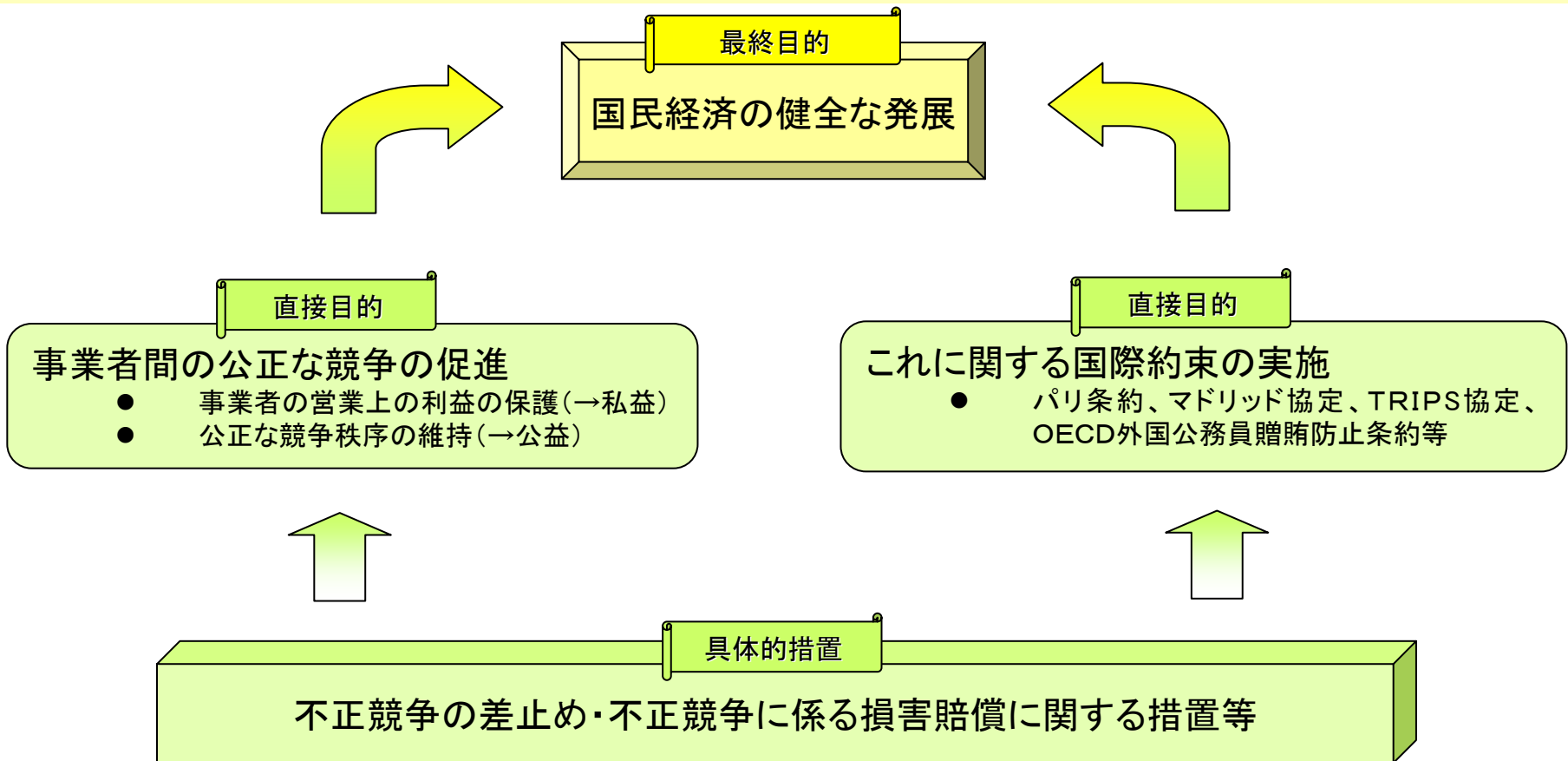
TEL:03-3501-3752 FAX:03-3501-3580

E-mail:qqcddb@meti.go.jp

1. 不正競争防止法の目的

不競法第1条

この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の差止め及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。



2. 不正競争防止法の沿革（1）

制定に向けた動き

- 明治44(1911)年 ドイツ不正競争防止法改正(1909年)に触発されて法案を検討
大正15(1925)年 工業所有権の保護に関するパリ条約(ヘーグ改正条約)を受けて法案を起草

- 我が国産業が発展途上にあったこと
- 民法解釈との関係
(権利侵害でない行為に法的責任は認められない)

法律制定を見送り

- パリ条約加入の必要性
- 民法解釈の変化
(不法行為の成立が「権利侵害」から「違法性」への変化)

昭和期の法律改正

- 昭和 9(1934)年 工業所有権の保護に関するパリ条約(ヘーグ改正条約)(1925年)批准にあたり、条約上の義務を満たすべく制定
昭和13(1938)年 パリ条約のロンドン改正条約への対応のため部分改正
昭和25(1950)年 GHQの日本政府に対する覚書による指示を受け、国際的信用の確保等を目指して部分改正
昭和28(1953)年 マドリッド協定への対応のため部分改正
昭和40(1965)年 パリ条約及びロンドン条約のリスボン改正への対応のため部分改正
昭和50(1975)年 パリ条約のストックホルム改正への対応のため部分改正

2. 不正競争防止法の沿革（2）

平成以降の法律改正

- 平成 2(1990)年 GATT・ウルグアイラウンド交渉を先取りし、営業秘密の保護を図るため部分改正
- 平成 5(1993)年 全面改正(①ひらがな化、②法目的の明記、③不正競争行為の類型拡充(著名表示冒用行為・商品形態模倣行為)、④損害賠償額の推定規定の新設、⑤法人重課規定の創設 等)
- 平成 6(1994)年 WTO・TRIPs(知的所有権の貿易関連側面)協定への対応のため部分改正
- 平成 8(1996)年 商標法条約への対応のため部分改正
- 平成10(1998)年 OECD外国公務員贈賄防止条約の成立に伴い、本条約を国内的に実施するため部分改正
- 平成11(1999)年 デジタルコンテンツ保護の観点から、技術的制限手段に係る不正行為を規制するため部分改正
- 平成13(2001)年 ドメイン名の不正取得等行為の規制及び外国公務員贈賄防止条約のより効果的な実施のため部分改正
- 平成15(2003)年 「知的財産戦略大綱」(2002年7月)における指摘事項の実施のため部分改正(営業秘密の刑事的保護の導入、民事的救済措置の強化、ネットワーク化への対応)
- 平成16(2004)年 ①外国公務員贈賄罪について国外犯も処罰の対象とするため部分改正
- ” ②秘密保持命令の導入、営業秘密が問題となる訴訟における公開停止の要件・手続の整備等、営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化のため部分改正(裁判所法等の一部を改正する法律)
- 平成17(2005)年 営業秘密の保護強化、模倣品・海賊版対策の強化、罰則の強化、条番号の整序のため部分改正
- ” »周知表示の混同惹起行為となる商品等の申立による税関での輸入差止の創設(関税定率法の一部改正)
- 平成18(2006)年 営業秘密、秘密保持命令違反罪に係る刑事罰の強化、商品形態模倣行為への刑事罰の強化(2007.1.1施行)
- ” »特許権等侵害物品及び不競法違反物品の税関での輸出差止制度の導入(関税法の一部改正)(2007.1.1施行)

3. 我が国法体系上の位置づけ

① 知的財産法との関係:知的財産法の一環

- 「不正競争行為」の規制(行為規制)により知的財産の保護を図る
(cf. 産業財産権法等が客体に権利を付与するという方法(権利創設)により知的財産の保護を図る)

② 民法との関係:不法行為法の特別法

- (参考)民法第709条 → 不法行為に基づく損害賠償請求権
「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」
- 差止請求権の法定

③ 刑法との関係:贈賄及び営業秘密に係る不正行為の処罰

- 贈収賄罪、窃盗罪や横領罪等の補完

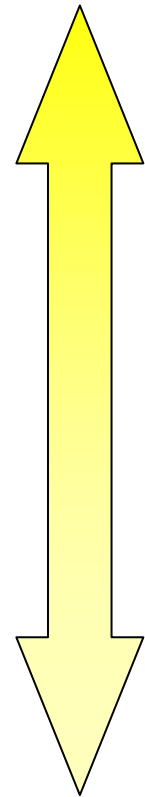
④ 独占禁止法との関係:競争秩序維持の一翼

- 独占禁止法・「公正かつ自由な」競争秩序の維持
- 景品表示法・公正な競争の確保 → 一般消費者の利益の保護

4. 我が国知財法の体系的整理

知的財産法の種類	メリット	デメリット
審査登録・権利付与型 特許法 意匠法 商標法	権利として保護すべきものか否かを権利付与の段階で予め振り分け可能。裁判所の他に審査機関を設けることで、裁判所の負担を軽減し、専門機関による安定した高度の判断が期待できる。	審査官が必要 登録機関が必要
無審査登録・権利付与型 (実用新案法)	権利の存否が明確化。登録制度により譲渡を可能とすることで資金回収手段を豊富化できる。	登録機関が必要
無登録・権利付与型 (著作権法)	行為規制型よりやや強い保護（営業上の利益の侵害を要件とせずに差止請求が可能）。	保護対象によっては、過剰な保護になる可能性あり。
行為規制型 (不正競争防止法)	不法行為法より違法行為類型が明確化される。	保護を受ける地位の譲渡ができない可能性。
不法行為法	新たな事案に対して柔軟に対応できる。	規制対象行為の明確性に欠ける。 損害賠償のみ。
契約による保護	当事者の意思に従った保護が可能。	第三者に対して効力がない。

社会的コスト大
規制対象行為の明確性大



社会的コスト小
規制対象行為の明確性小

5. 不正競争防止法の体系（全体像）

目的

事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

不正競争行為の定義

刑事的措置あり

刑事的措置のみ

① 周知な商品等表示の混同惹起

② 著名な商品等表示の冒用

③ 商品形態の模倣

④ 営業秘密の侵害

⑤ 技術的制限手段を除く製品等の販売

⑥ トメインネームの不正取得

⑦ 原産地、品質等の誤認惹起表示

⑧ 信用毀損行為

⑨ 代理人等の商標冒用行為

i 外国国旗、紋章等の不正使用

ii 国際機関の標章の不正使用

iii 外国公務員贈賄

32～33頁参照

刑事的措置

不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

○罰則(21条)

(①、②、④、⑦、i、ii、iii 秘密保持命令違反:5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科可) ③:3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(併科可))

○法人処罰(22条)

(①、②、⑦、i、ii、iii:3億円以下の罰金 ③:1億円以下の罰金 ④の一部及び秘密保持命令違反:1億5千万円以下の罰金)

○国外での行為に対する処罰(21条4号・5号・6号)

(④の一部、秘密保持命令違反及びi、ii、iii)

措置の内容

民事的措置

22～24頁参照

○差止請求権(3条)

○損害賠償請求権(4条)

○損害額の推定等(5条等)

○書類提出命令(7条)

○営業秘密の民事訴訟上の保護(10条等)

(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)

○信用回復の措置(14条)

6. 不正競争行為類型の概要（1）

① 周知表示混同惹起行為

（第2条第1項第1号）

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の表示を使用し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為をいう。

事例1

大阪の有名かに料理屋の名物「動くかに看板」と類似したかに看板を使用した同業者に対し、看板の使用禁止及び損害賠償が認められた。
（大阪地判昭2.5.27）



真正品



模倣品

（大阪地判平9. 1. 30）

事例2

事例3



真正品

（東京地決平11.9.20）



模倣品

32頁参照

民事規定

第2条第1項第1号

他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

刑事規定

第2条第1項第1号

他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

6. 不正競争行為類型の概要（2）

② 著名表示冒用行為 （第2条第1項第2号）

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用する行為をいう。

事例1



事例2

三菱の名称及び三菱標章（スリーダイヤのマーク）が企業グループである三菱グループ及びこれに属する企業を示すものとして著名であるとして、建設会社や投資ファンドへの使用を差し止めた。

（三菱ホーム事件、東京地判平14.7.18）（三菱クオンタムファンド事件、東京地判平14.4.25）

民事規定

第2条第1項第2号

自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

刑事規定

第21条第1項第2号

他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第2条第1項第2号に掲げる不正競争を行った者
（5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又はこれを併科する。法人処罰は3億円以下の罰金

32頁参照

(参考) 商品等表示とは

氏名、商号、商標、標章、容器、包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。

商標法との関係

	同一の商品・サービス		類似の商品・サービス		非類似の商品・サービス			
					混同を生じる		混同を生じない	
	同一表示	類似表示	同一表示	類似表示	同一表示	類似表示	同一表示	類似表示
商標権	◎	◎	◎	◎	×	×	×	×
防護標章	×	×	×	×	○	×	×	×
商品等表示	○	○	○	○	○	○	○(著名)	○(著名)

◎ 登録により効力を有する。 ○ 周知性又は著名性が必要。(防護標章はさらに登録を要する。)

商品等表示の例

商品又は営業の出所を示す表示は広く商品等表示となる。

マクセル、maxell
Budweiser
PETER RABBIT、ピーターラビット
三菱、(スリーダイヤのマーク)
JACCS
青山学院、Aoyama Gakuin
虎屋、虎屋黒川、菊正宗
セイロガン糖衣A、ELLE、
プルデンシャル

著名

需要者以外にも
広く知られている。

VOGUE
BERETTA
マイクロダイエット、MICRODIET
ファイアーエムブレム、エムブレム
Levi'sジーンズの弓形刺繍、501、
Levi'sの赤いタブ、ジーンズの飾り
札)

周知

需要者の間で広く
知られている。

PIETRO BERETTA、
(三本矢マーク)、M93R
歌川、歌川正国、UTAGAWA
「チーズはどこに消えた？」
マクロス
505

×

6. 不正競争行為類型の概要（3）

③商品形態模倣行為 （第2条第1項第3号）

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為をいう。

事例1

真正品(たまごっち)

模倣品(ニュータマゴウオッチ)



おもちゃのように多品種少量生産であったり、ファッション品のように商品サイクルが短いものは、意匠権を取得している時間や費用が捻出できない。

事例2

真正品

模倣品



民事規定

第2条第1項第3号

他人の商品の形態(当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為※

「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。

「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。

刑事規定

第21条第2項

不正の利益を得る目的で第2条第1項第3号に掲げる不正競争を行った者(3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科する。法人処罰は1億円以下の罰金)

32頁参照

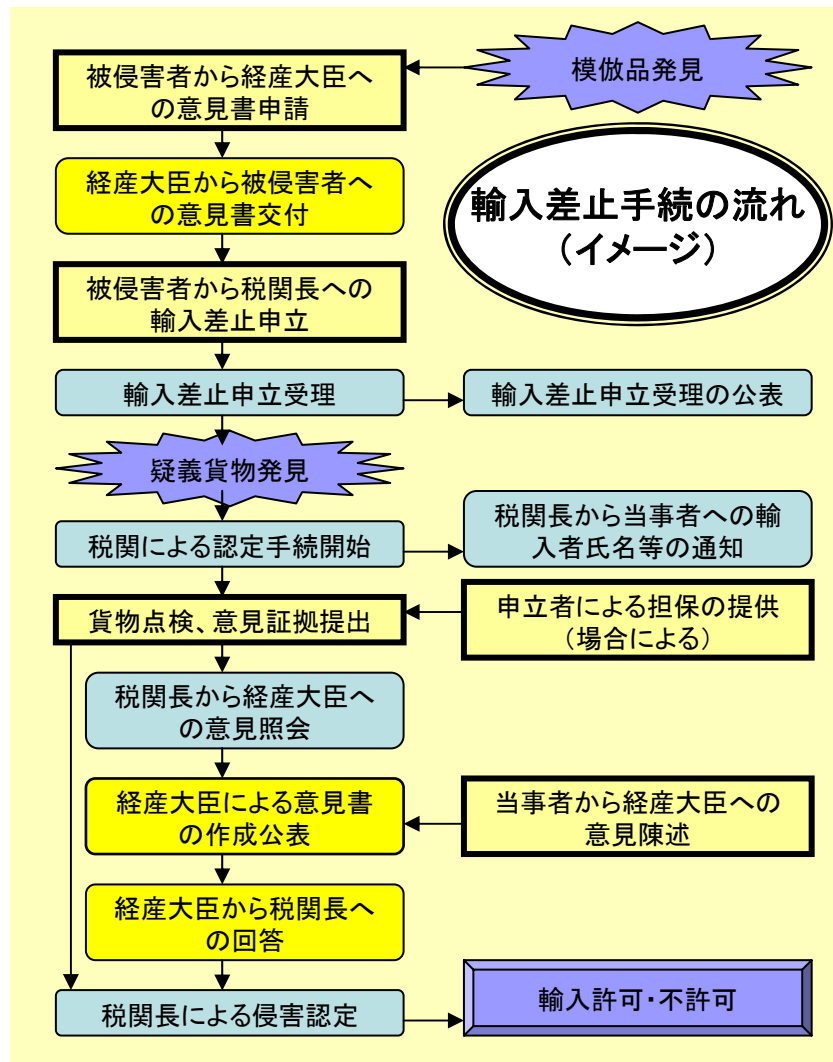
適用除外

①日本国内で最初に発売された日から起算して3年を経過した商品の形態を模倣した商品を譲渡、輸入等する行為

②譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者がその商品を譲渡、輸入等する行為

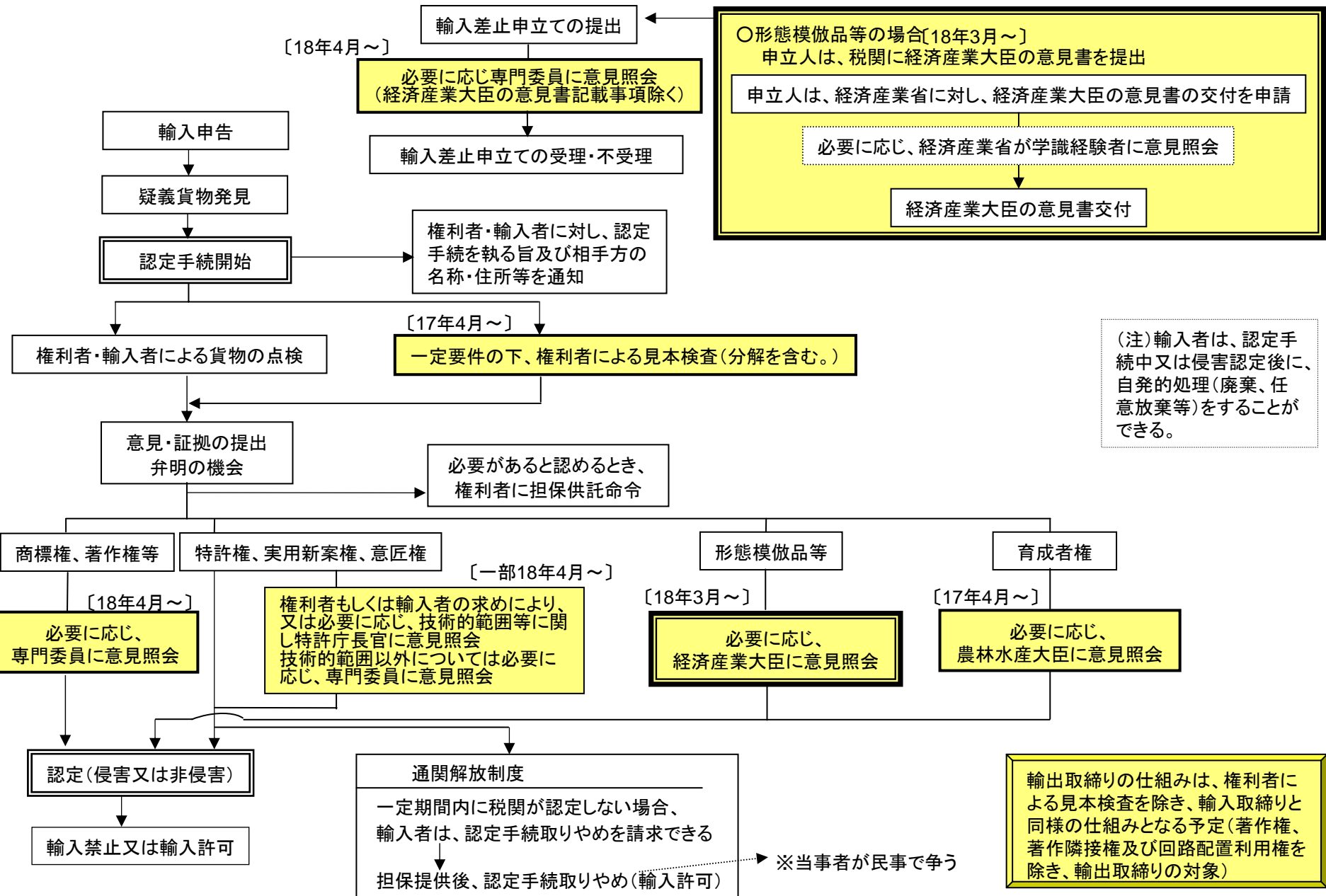
(参考) 水際措置について

事前の登録を要件に不競法侵害物品の輸入を税関で差し止める。



平成19年1月1日より、輸出も差止の対象に。

(参考) 知的財産侵害物品に係る認定手続きの流れ



6. 不正競争行為類型の概要（4）

営業秘密関係 (第2条第1項第4～9号)

窃取等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為等をいう。

(事例)

○ 勤めていた男性用かつらの販売会社を退職する際、当社の顧客名簿を無断でコピーし、これをもとに独立開業後顧客の獲得を行った業者に対し、不正に入手した顧客名簿のコピーの廃棄及び損害賠償を命じた事件(男性用かつら顧客名簿事件—大阪地判平8.4.16)

不競法第2条第1項第4～9号

- 四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為(以下「不正取得行為」という。)又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為(秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。)
- 五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- 六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 七 営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)からその営業秘密を示された場合において、不正の競業その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 八 その営業秘密について不正開示行為(前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。)であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為 九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為
- 九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

32頁参照

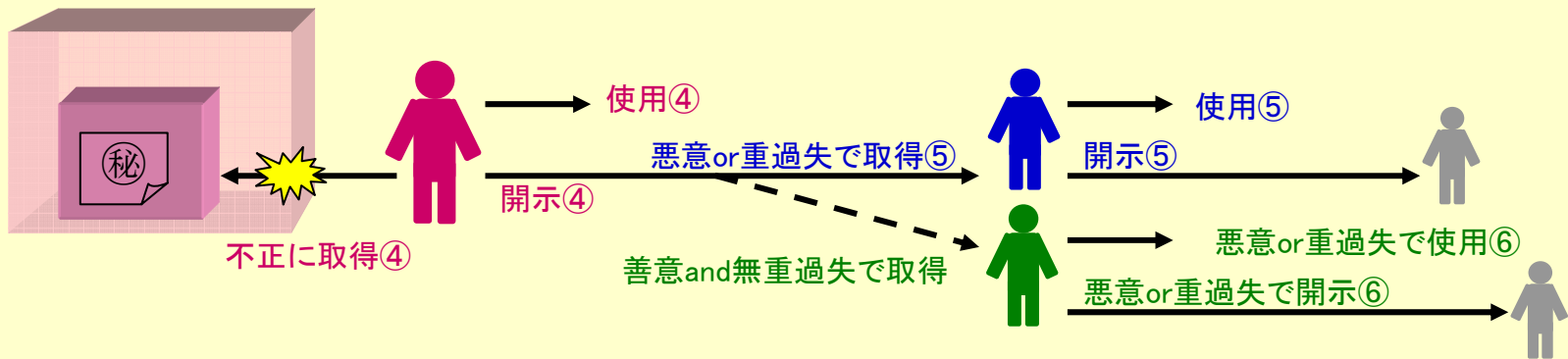
不競法第21条第1項第7号(適用除外)

営業秘密の善意取得者については、その権原の範囲内での使用は除外される

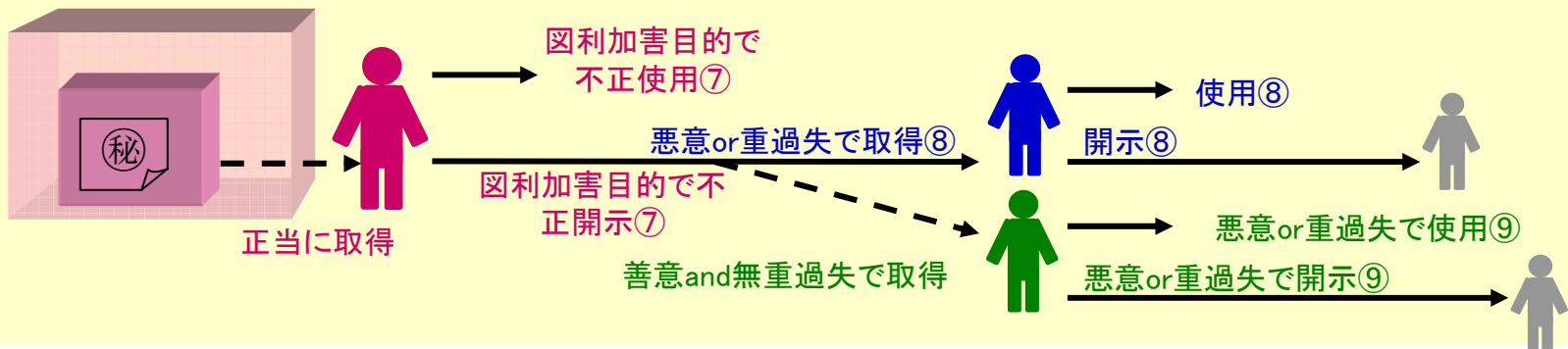
(参考) 営業秘密侵害行為類型の概要

「不正競争」の各類型

○不正取得の類型



○正当取得の類型



※○囲いの数字は、不正競争防止法第2条第1項の各号の「不正競争」に該当することを意味する。
悪意or重過失＝当該行為があったことを知っている、あるいは重大な過失により知らないこと。
善意and無重過失＝当該行為があったことを、重大な過失なくして知らないこと。
図利加害目的＝不正に利益を上げたり、他人に損害を与える目的。

(参考) 営業秘密の定義

- ▶ 秘密として管理されていること(秘密管理性)
- ▶ 有用な営業上又は技術上の情報であること(有用性)
- ▶ 公然と知られていないこと(非公知性)

1) 秘密管理性

- ① 情報にアクセスできる者を制限すること (アクセス制限)
- ② 情報にアクセスした者にそれが秘密であると認識できること (客観的認識可能性)

2) 有用性

当該情報自体が客観的に事業活動に利用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであること。現実に利用されていなくても構いません。

-
- ・設計図、製法、製造ノウハウ
 - ・顧客名簿、仕入先リスト
 - ・販売マニュアル

- ×
- ・有害物質の垂れ流し、脱税等の反社会的な活動についての情報は、法が保護すべき正当な事業活動ではないため、有用性があるとはいえない。

3) 非公知性

保有者の管理下以外では一般に入手できないことが必要です。

-
- ・第三者が偶然同じ情報を開発して保有していた場合でも、当該第三者も当該情報を秘密として管理していれば、非公知といえる。

- ×
- ・刊行物等に記載された情報

6. 不正競争行為類型の概要（5）

⑤技術的制限手段 妨害機器提供行為 (第2条第1項第10,11号)

技術的制限手段により視聴や記録、複製が制限されているコンテンツの視聴や記録、複製を可能にする(迂回する)機器又はプログラムを譲渡等する行為

(例) コピーガードキャンセラーや衛星放送の無許諾受信デコーダーを販売する行為をいう。

不競法第2条第1項第10, 11号

十 営業上用いられている技術的制限手段(他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。)により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置(当該装置を組み込んだ機器を含む。)若しくは当該機能のみを有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。)を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

十一 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置(当該装置を組み込んだ機器を含む。)若しくは当該機能のみを有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。)を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

6. 不正競争行為類型の概要（6）

⑥ドメイン名の 不正取得等の行為 (第2条第1項第12号)

図利加害目的で、他人の商品・役務の表示と同一・類似のドメイン名を使用する権利を取得・保有またはそのドメイン名を使用する行為をいう。

(事例)

○原告の著名な商品等表示であるmaxellと類似するmaxellgrp.comというドメイン名を使用し、ウェブサイトを開設して、その経営する飲食店(風俗業)の宣伝を行っていた会社に対し、使用許諾料相当額(5条3項)の損害賠償が命ぜられた事例
(マクセルコーポレーション事件—大阪地判平16.7.15)

不競法第2条第1項第12号

十二 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。)と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

6. 不正競争行為類型の概要（7）

⑦ 誤認惹起行為

（第2条第1項第13号）

商品、役務やその広告等に、その原産地、品質、内容等について誤認させるような表示をする行為をいう。

（事例）

- 酒税法上「みりん」とは認められない液体調味料を、あたかも「本みりん」であるかのような商品表示を行い販売した業者に対し、損害賠償が命じられた事件
（本みりんタイプ調味料事件－京都地判平2.4.25）
- 国産の紳士服生地に「イングランド」などの英文字等を押捺、英国製であるかのような商品表示を行い販売した業者に対し、罰金が命じられた事件
（国産洋服英国地名表示事件－東京高判昭49.7.29）

不競法第2条第1項第13号

十三 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

6. 不正競争行為類型の概要（8）

⑧信用毀損行為

（第2条第1項第14号）

競争関係にある他人の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為をいう。

（事例）

○自社が、競業する他社の浄水器の交換窓口であるかのような虚偽の事実を顧客に流布し、自社製品の販売を行った業者に対し、損害賠償が命じられた事件

（浄水器事件－東京地判平6.12.26, 東京高判平7.7.19）

○競業者の米国内取引先に権利侵害に関する告知をした特許権者に対し、非侵害が明らかであるとして、虚偽事実の告知・流布の差止めと損害賠償請求が命じられた事件

（サンゴ化石粉体事件－東京地判平15.10.16）

不競法第2条第1項第14号

十四 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為